

広島県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	
		区域の名称	土砂災害警戒区域
平成十八年広島県告示第七百七十六号 平成二十年広島県告示第二百四十二号 平成二十二年広島県告示第二百二十二号 平成二十五年広島県告示第六百三十一号	広島県世羅郡世羅町大字甲山、同町大字小世良、同町大字大谷、同町大字西上原、同町大字津戸、同町大字川尻地内	舌城川（七六隣一）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣二）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣三）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣四）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣五）地区	土砂災害警戒区域
		大谷川左支川一（九二三八）地区	土砂災害警戒区域
		大谷川左支川一（九二三八隣一）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣一）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣二）地区	土砂災害警戒区域
		舌城川（七六隣三）地区	土砂災害警戒区域

乙川(七五a)	土石流	乙川(七五a)	土石流
)	土石流	梨の木川, 迫谷川(七四)	土石流
五隣)地区	土石流	乙川左支川一三(九二三五)	土石流
乙川左支川一三(九二三五)	土石流	)	土石流
五c)地区	土石流		
乙川左支川一三(九二三五)	土石流	五b)地区	土石流
六)地区	土石流	乙川左支川一二(九二三六)	土石流
七隣)地区	土石流	)	土石流
七a)地区	土石流	)	土石流
乙川左支川一一(九二三七a)	土石流		
三九隣三)地区	土石流	大谷川左支川一二(九二三九隣三)	土石流
三九隣二)地区	土石流	三九隣二)地区	土石流
三九隣一)地区	土石流	三九隣一)地区	土石流
三八隣六)地区	土石流	三八隣六)地区	土石流
三八隣五)地区	土石流	三八隣五)地区	土石流
三八隣四)地区	土石流	三八隣四)地区	土石流
三八隣三)地区	土石流	三八隣三)地区	土石流

匿谷川 (九二四八隣)	匿谷川 (九二四八)	流田川 (五二五四)	南谷川 (五二五三)	京楽川 (五二五二)	梨の木川 (七三)	乙川 (九二三四隣)	乙川 (九二三四)	乙川 (七五b)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
匿谷川 (九二四八隣)	匿谷川 (九二四八)		南谷川 (五二五三)	京楽川 (五二五二)	梨の木川 (七三)	乙川 (九二三四隣)		
土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流		